

母子健康手帳交付時に係る広告協賛事業による物品の無償提供に
関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、母子健康手帳の交付時に併せて配布する、広告協賛事業による物品の無償提供について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品 母子健康手帳交付時に配布するマタニティストラップ及びマタニティバッグをいう。
- (2) 広告付き印刷物 母子健康手帳交付時に物品と同時に配布する広告物をいう。
- (3) 無償提供者 広告の掲載を希望する者を募集し、広告原稿の事前確認、校正及び調整等広告の掲載に係る一連の業務を行い、市長に物品及び広告付き印刷物を無償提供する事業者をいう。

(規格)

第3条 物品及び広告付き印刷物の仕様、規格、その他の条件等は別に定める。

(提供期間)

第4条 物品及び広告付き印刷物の提供期間は1年とする。ただし、市長は無償提供者と協議のうえ、提供期間を変更することができる。

(無償提供希望者の募集)

第5条 市長は、広告協賛事業による物品の無償提供を希望する者（以下「無償提供希望者」という。）を募集するときは、市ホームページ等により行うものとする。

2 募集期間その他、無償提供希望者の募集に関し必要な事項は、別に定める。

（無償提供の申込み）

第 6 条 無償提供希望者は、母子健康手帳交付時に係る広告協賛事業による物品の無償提供申込書（様式第 1 号）及び募集要項に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

（無償提供者の決定）

第 7 条 市長は、前条の申込書を受理したときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、無償提供者を決定したときは、母子健康手帳交付時に係る広告協賛事業による物品の無償提供者選定結果通知書（様式第 2 号）により無償提供希望者に通知するものとする。

（協定書の締結）

第 8 条 市長は、広告協賛事業による物品の無償提供に関する内容に関して、無償提供者と協定書を締結するものとする。

（広告内容）

第 9 条 広告付き印刷物に広告を掲載することができる事業者（以下「広告主」という。）が掲載することができる広告内容等は、川越市広告掲載に関する要綱及び川越市広告掲載基準（以下「基準」という。）を満たしたものとする。

（広告主の募集）

第 10 条 無償提供者は、広告主について本要領及び基準に従い、募集するものとする。

2 無償提供者は、自らが広告の募集者であることを明確にし、市長が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

（物品及び広告付き印刷物の作成、提出）

第 11 条 無償提供者は、物品及び広告付き印刷物の仕様、広告内容について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に作成しなければならない。

2 無償提供者は、物品及び広告付き印刷物を市長が指定する期日までに提出するものとする。

3 物品及び広告付き印刷物は、無償提供者の責任及び負担で作成するものとする。

(物品及び広告付き印刷物の納入)

第12条 無償提供者は、物品及び広告付き印刷物の数量、納品時期及び場所について市長の指示に従い、指定する期日に納入するものとする。

ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(供用の中止等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無償提供者への催告その他何らかの経路を経ることなく、市民への供用を中止する。

(1) 物品及び広告付き印刷物に関する苦情等が絶えないとき。

(2) 無償提供者又は広告主に問題が生じたとき。

(3) その他、市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により、供用することが適当でないと認めるときは、無償提供者は、物品と広告付き印刷物を回収のうえ、代替品を提供するものとする。

3 物品及び広告付き印刷物について、本市が必要とする数量に満たない場合や、在庫が過剰な場合など、市長が適当でないと認めるときは、無償提供を拒否することができる。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告内容その他が、この要領の規定に抵触していると判断されるときは、無償提供者に対して変更を求めることができる。

(無償提供者の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無償提供者への催告その他何らかの経路を経ることなく、無償提供者の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに物品及び広告原稿の提出がないとき。

- (2) 指定する期日までに物品及び広告付き印刷物の納入がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を無償提供者が行わないとき。
- (4) 無償提供者が虚偽の申請をしたとき。
- (5) 無償提供者から書面により決定の取消しの申出があったとき。
- (6) その他広告付き印刷物の広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、無償提供者の決定を取り消した場合において、無償提供者に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(無償提供者の責務)

第16条 無償提供者は、広告内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、物品及び広告付き印刷物の作成及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年9月5日市長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。